○国土交通省告示第六百九十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十一年七月三日

国土交通大臣　金子　一義

表を次のように改める。

会計	項目	摘要
一般会計	総合的バリアフリー推進費	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
		公共交通移動円滑化設備整備費補助金
	道路環境等対策費	低公害車普及促進等対策費補助金
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金
		地域公共交通総合連携計画策定調査及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業（航空の活性化・再生に関する事業を除く。）
		バス運行対策費補助金
	総合的物流体系整備推進費	物流連携効率化推進事業費補助金
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金

附　則

1　この告示は、交付の日から施行し、改正後の規定は、平成二十一年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十年度以前の予算に係る国土交通省所管の低公害車普及促進等対策費補助金で平成二十一年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三日

国土交通大臣　金子　一義

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
109	水セメント比と最小かぶり厚さの特別な組み合わせによる、粉体比20～40％（90～184kg／m³）となるように高炉スラグ微粉末を普通ポルトランドセメントに混入したコンクリートの構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	ツルガスパンクリート株式会社	大阪市北区豊崎三丁目9番7号	平成21年6月24日
110	特別な防水通気シートを用い防水性を高めた外壁の構法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	デュポン株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	平成21年6月24日

○国土交通省告示第七百号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三日

国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第百二項、第百四項、第百六項及び第百十四項中「指定を受けた型式指定自動車」の下に「（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千百十八号で指定した土地の区域を除く。）

山形県鶴岡市大網

字下山　一二一番二四　一号
一二七番　二号
四八番二　三号
字高平　一九番一　四号
字中茎　五番五　五号
二二番一　六号
字中台　四一番　七号
字中野　二七番一　八号
一一九番一　九号
字地竹　九八番　十号
一二〇番　十一号

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千百十八号で指定した土地の区域を除く。）

山形県鶴岡市大網

字下山　一二一番二四　一号
一二七番　二号
四八番二　三号
字高平　一九番一　四号
字中茎　五番五　五号
二二番一　六号
字中台　四一番　七号
字中野　二七番一　八号
一一九番一　九号
字地竹　九八番　十号
一二〇番　十一号

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月三日

観光庁長官　本保　芳明

一　住所の変更

変更前	東京都千代田区外神田一丁目十六番八号
変更後	東京都千代田区大手町一丁目三番一号

二　変更の年月日　平成二十一年六月三十日

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社（登録研修機関第二十二号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月三日

観光庁長官　本保　芳明